

[3] 所得税・個人住民税の所得控除

種 類	内 容		軽 減 額
所得税	障害者控除	本人又は控除対象配偶者、扶養親族が身障手帳3級～6級及び障害の程度が中度・軽度ならびに障害者手帳2級・3級の場合	所得控除 27万円
	特別障害者控除	本人又は控除対象配偶者、扶養親族が身障手帳1級・2級及び障害の程度が重度ならびに障害者手帳1級の場合	所得控除 40万円
	同居特別障害者配偶者控除 (特別障害者控除の40万円を含む)	・一般 ・老人 (70歳以上)	所得控除 113万円 所得控除 123万円
	同居特別障害者扶養控除 (特別障害者控除の40万円を含む)	・年少扶養 (16歳未満) ・一般扶養 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満) ・特定扶養親族 (19歳以上23歳未満) ・老人扶養 (70歳以上) ・同居老親扶養 (70歳以上の扶養親族のうち、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又は配偶者のいずれかと同居を常とする場合に該当)	所得控除 75万円 所得控除 113万円 所得控除 138万円 所得控除 123万円 所得控除 133万円
	小規模企業共済等掛金控除	障害者扶養共済制度の掛金等	所得控除 掛金の金額
個人住民税 (市民税) (府民税)	障害者控除	(所得税と同じ)	所得控除 26万円
	特別障害者控除	(所得税と同じ)	所得控除 30万円
	同居特別障害者配偶者控除 (特別障害者控除の30万円を含む)	・一般 ・老人 (70歳以上)	所得控除 86万円 所得控除 91万円
	同居特別障害者扶養控除 (特別障害者控除の30万円を含む)	・年少扶養 (16歳未満) ・一般扶養 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満) ・特定扶養親族 (19歳以上23歳未満) ・老人扶養 (70歳以上) ・同居老親扶養 (70歳以上の扶養親族のうち、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又は配偶者のいずれかと同居を常とする場合に該当)	所得控除 53万円 所得控除 86万円 所得控除 98万円 所得控除 91万円 所得控除 98万円
	小規模企業共済等掛金控除	障害者扶養共済制度の掛金等	所得控除 掛金の金額
窓 口	所得税:門真税務署 (電話:06-6909-0181) 個人住民税:課税課 市民税担当 (電話:06-6992-1456、FAX:06-6994-1691)		

[4] その他の税

個人事業税	重度の視覚障害者(失明又は両眼の視力の和が0.06以下の方)が行う、あんま・マッサージ・指圧・柔道整復等の医業に類する事業	非課税
不動産取得税	障害のある人を多数雇用する一定の事業所の事業主が、助成金の支給を受けて当該事業所の事業用に供する家屋で一定のものを取得した場合	税額から価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額
相続税	障害のある人(手帳所持者)が相続又は遺贈により財産を取得した場合	税額控除 満85歳までの年数×6万円(特別障害者の場合は12万円)
	障害者扶養共済制度に基づく給付を受ける権利を相続により取得したとみなされる場合	非課税
贈与税	・特別障害者(身障手帳1級・2級及び障害の程度が重度ならびに障害者手帳1級の方)が特別障害者扶養信託契約に基づいて贈与を受ける信託財産6,000万円以内 ・障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与により取得した場合	非課税
窓 口	個人事業税・不動産取得税:北河内府税事務所 (電話:072-844-1331、FAX:072-846-3988) 相続税・贈与税:門真税務署 (電話:06-6909-0181)	

※変更の場合や個々の事情により異なりますので、各機関に十分お確かめください。